

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況

令和5年4月1日 現在

地方公共団体名		条 例 名	施 行 日	条例の内容													
				基本理念	地方公共団体の責務	都道府県民（市区町村民）の責務	連携協力（含体制整備）	基本的施策									
								相談及び情報の提供	支援	損害回復・経済的	日常生活の支援	安全の確保	居住の安定	雇用の安定	理解の増進	調査研究・人材の育成	民間支援団体に対する援助
都道府県	市区町村																
石川県	七尾市	七尾市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	加賀市	加賀市犯罪被害者等支援条例	平成26年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	白山市	白山市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	能美市	能美市犯罪被害者等支援条例	令和5年1月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	野々市市	野々市市犯罪被害者等支援条例	平成25年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	志賀町	志賀町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	中能登町	中能登町犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	能登町	能登町犯罪被害者等支援条例	平成24年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 「条例名」欄の「※」は、特化条例には当たらないものの、犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例を示す。